

投資顧問契約および投資一任契約にかかる留意事項

【リスクについて】

投資顧問契約に基づく助言および投資一任契約に基づく投資は、主として株式や債券など値動きのある有価証券(外貨建証券も含む)を対象としておりますので、運用資産の評価額は変動し、投資元本を割り込み損失を被る場合があります。運用資産の評価額変動の原因となる主なリスク要因としては、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、デリバティブリスクなどがあります。フロンティア市場または新興国を中心に投資する場合には、これらのリスク要因による評価額変動が、先進国に投資する場合と比較して一般的に大きくなる傾向があります。

【費用について】

投資顧問契約および投資一任契約に基づき当社が提供するサービスの対価として、契約資産額および契約期間に応じ、あらかじめ定める料率の報酬が掛かります。更に、あらかじめ定める基準等により運用実績に応じた成功報酬が掛かる場合があります。

これらの料率、基準等については、お客様との個別協議により定めるほか、運用実績によっても変動するため、事前に料率・上限金額等を表示することができません。

その他の費用として、投資一任契約においては、有価証券の取引や保管等に係る費用が発生し、契約資産から控除されます。これらの費用は運用状況等により変動するため事前に具体的な料率・上限金額等を表示することができません。

投資一任契約に基づき投資信託を組入れた場合は、投資信託の信託報酬が発生するほか、信託財産留保額、組入れ、解約等に際しての手数料等、監査費用などが掛かる場合があります。当該投資信託が当社および当社グループ会社が設定するものである場合、運用報酬の重複を防ぐため、投資一任契約に係る報酬の調整を行う場合があります。

上記のリスクや費用は、運用戦略・運用商品、又は個別の契約内容等により異なりますので、事前に契約締結前書面またはお客様向け資料の内容をご確認ください。